

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	近藤ゆり子 (コンドウ ユリコ)				
②住所	(都道府県) 岐阜県	(市区町村以下) 大垣市田町 1-20-1			
③電話番号	0584-78-4119	メールアドレス	k-yuriko@octn.jp		
④職業		⑤年齢	61	⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	◇設楽ダムは、いまだにダム位置も明確にならない。これではいつできるのかも分からず、建設コストも定まらない。防災面から見てもワースト愚策。 ◇ ダムによる「洪水防御」は実は不安定、不確定なものである。ダム等の巨大人工構造物に依存する河川政策から脱却し、氾濫許容型治水へと転換するべきである。 【別紙1】			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	設楽ダム計画では「流水の正常な機能の維持」のための容量が非常に大きいので、その必要性は十分に再検討されるべきである。「利水」の一部に練り込んで論じられているのはおかしい。 【別紙2】			
<del>2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点</del>		「コスト」試算のバックデータは明らかでない。コストとして示された数字の検討しようがない。			
その他					

## 【別紙 1】

ア. 「1975年 8 月洪水に関する建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『台風 6 号調査報告書』（1976年 5 月）」から

① p63～p68で（特にp67で）

「当地区（注・大垣市荒崎地区のこと）は従来からの遊水池であり本来ならば家屋の建て得ない所である。当地区は下流部に牧田川、杭瀬川の狭窄部があり大谷川、相川の水がはけないために一時遊水地域として昔より利用されてきた所である。（中略）当地区もいずれは締め切られるであろうが、締め切られるまでには、杭瀬川高淵の引き堤、相川、大谷川合流点から杭瀬川までの河道改修が行われた後になろう。そうでないかぎり、この洗堰を締め切れればその結果として、他の地区にその効果がおよび、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」

② p161で

「… 最も問題となったのは、大垣市十六町の湛水状況である。本地区は洗堰の設けられた遊水地域であり、現状においては、建築基準法の災害危険区域の指定を受けるような地域である。治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」

イ. 「氾濫許容型治水について」（1997年 1 1 月 建設省土木研究所資料第3521号）

要 旨

建設省では壊滅的な水害を発生させないために、スーパー堤防やフロンティア堤防などの整備を進めつつある。これらの治水手法は越水するが、破堤させない、または破堤するまでの時間を長くする対策であり、破堤災害と比較すれば、水害被害は格段に少なくなる。

（以下略）

## 【別紙 2】

☆ 利水参画者が明確である「新規利水」と「流水の正常な機能の維持」は、切り離して議論されるべきことである。まぜこぜで議論するのはおかしい。これでは再検証にはならない。

☆ 流水の正常な機能の維持とダム開発による新規利水は、評価の観点が変わるで違ふ。

「利水」は、基本的に受益者負担である。

「流水の正常な機能の維持」は治水であり、税金からの支出である。

この一連の「ダム事業の検証」では「コスト」が重視されている。つまり、単純に河川技術的な「検証」ではない、社会的要因、特に財政的（経済的）要因からの検証が期待されているはずだ。

とすれば「誰が負担するのか」は、非常に（決定的ともいえる）重要な判断要素である。

☆ 「（新規）利水」と「流水の正常な機能の維持」そもそもの目的が異なるのだから、「代替案」の検討も異なる。たとえば、河川維持流量確保のために地下水を汲み上げるなどというのは、「その方策は採りませんでした」以前の問題、笑止千万の類だとは感じないのだろうか？

☆ にもかかわらず、「水を貯留する、ということでは同じ方策を採ることになるから」（＝中部地整担当者）と「WA、N」と並べて○×評価をしてしまえるのは、河川を「○○立方メートル／秒の水が流れる水路」と考えてきた河川管理者（河川技術者・研究者）の悪弊の反映そのものである。

☆ 意見募集をしている中部地整の担当者に尋ねたところ、「『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（2010.9.28）』に従った」とのこと（「想定内」の回答）。つまり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」がヘンなのだ。

念のため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」から一部引用する。

p 24

iii) 利水に関する評価軸

個別ダムの検証を行う場合には、ii) に掲げる方策を組み合わせで立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。

1) 目標

i) 利水参画者に対し、開発量として何m<sup>3</sup>/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか。

(中略)

p 3 1

iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。

☆ ” i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする”と丸めてしまったのは、もともとこの「再評価実施要領細目」を決めていくプロセスに問題があったからだ。

河川局が出した「再評価実施要領細目」は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議／中間とりまとめ」を踏まえている。この「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「治水対策」とは洪水対策－高水管理－である。基本的に「有識者会議」はこの専門家から成り立っている。利水に関しては、途中から急に入って来たものであり、水資源政策について疎い方々（河川局－地整河川部ラインの方々も「疎い」！）が半端に議論したものが盛り込まれるのは大いに問題である。「治水」として税金で負担する「流水の正常な機能の維持」－低水管理－を、「貯める、という意味では似ているから」と利水にくっつけてしまっているのは、上述したごとく河川を「〇〇立方メートル／秒の水が流れる水路」と考えているからに他ならない。

☆ 流水の正常な機能の維持、というのは、「ダムを作ると（ダムがない状態での）流水の正常な機能が損なわれるおそれがある」（または「すでに他のダムの所為で流水の正常な機能が阻害されている」）から出てきた概念である。

ダムによる貯留によって既得水利権水量が確保できなくなるおそれがあり、自然状態の河川よりも流水が少なくなる可能性がある、といことだ。

自然状態のままであれば流水の正常な機能の維持のための流量確保という概念もない。

☆ 発電ダムをはじめとする河川からの水の収奪による「問題」が多発して、S 3 9 年河川法に流水の正常な機能の維持の概念が入った。そもそも人為的な河川水の収奪があるから「流水の正常な機能の維持（正常流量確保）」が必要になる。「流水の正常な機能の維持のためにわざわざダムを建設する」というのは全く逆さまの発想である。

☆ 今般の大地震・津波・原発災害で、我々はまたも思い知らされている。「人類の持つ知見と技術力では自然を制御することは不可能だ。そんな驕りから脱却することを学ばなければ、壊滅的な災害をもたらすことになる。

「人為で河川を支配する」のは到底無理なのだ。